

令和7年度京田辺市権利擁護地域連携ネットワーク協議会 議事録

～開会

～会長あいさつ

1. 議事1 令和6年度事業実績報告

～資料2 事務局から説明

【会長】

報告の中で相続問題に関連した成年後見の相談が増えているとあったが、2024年の相続登記義務化の動きなども影響あると考えられるか。

【委員】

3年以内に相続登記をしないといけないということになり、これに関する相談は増えていると思われるが、亡くなる前からの相談、例えば遺言などの相談が増えているという認識はあまりない。今回できた法律では、過去に発生している相続も全て対象になっているため、相続登記が出来ていない場合に過料がかかる可能性があるということで驚かれている方が多くおられるような印象はある。

8050問題等の家族関係に問題のある家庭の相談を含め、本人がご存命の時に相続関係の課題があるときは遺言や任意後見契約がふさわしい。

【会長】

一次相談窓口や成年後見ステーションが知識として遺言や相続について知つておくことは必要かもしれない。

社協の一次相談窓口対応実績が52件と多いが、どのような内容の相談を受けているのか。

【委員】

社協では「成年後見制度相談」「これからのこと相談」と、随時の相談窓口を設けている。52件のうち、権利擁護事業に関わる案件が37件ある。

後見に関する相談については、高齢分野では遠方のご家族から認知症の父母が心配との相談が多い。障害分野では精神疾患を患われている20代前半の方の相談が増えてきている。根本的に生活を維持していくことのイメージができる

いない方も多く、生活費の支出の説明した上でその金銭管理に対して福祉サービスがあるという説明を行う必要があり、対応に時間がかかる場合が多い。

関係機関と情報共有したり、民生児童委員に見守りをして頂いたりと周りの協力やネットワークがあつて一次相談窓口が成り立っている。

【会長】

成年後見制度に至る手前に日常生活自立支援事業があり、その中で日常生活の金銭管理や書類の確認を利用者と一緒に行いながら日々の支援をしていくため、家計相談もこの事業の柱となっているという内容で受け取らせていただいた。そういう意味では、資料2の5ページの成年後見ステーションに上がる新規件数が横ばいであるというのは、成年後見ステーションにつながる前段階で一次相談窓口がきちんと対応している結果であり、健全な部分であると思われる。

民生児童委員の見守りの話があったが、民生委員の立場から何かご意見等あればお願ひしたい。

【委員】

私たちはつなぐことを大事にしており、対応の中ではあまり深く関わるのではなく、地域包括支援センターや社会福祉協議会を紹介することを念頭におきながら活動している。まずは身内の方に相談してほしいことをお伝えしている。

【会長】

ケアマネージャーの方々は権利擁護事業や成年後見制度というものを身近に感じられていると思われるが、高齢の分野から何かご意見等あればお願ひしたい。

【委員】

日々の関わりの中で、利用者のご家族から親の財産をどう守っていったらいの話などを聞く。その中でも「認知症だと分かれば銀行口座を凍結されるのではないか」とか「銀行などで、本人がサインや同意ができないと手続きできないのではないか」など細かい相談を受けることもあります、そのようなときには成年後見制度に関する相談窓口を紹介している。具体的には地域包括支援センターを紹介するケースが多い。実際に地域包括支援センターに相談したかどうかまでは追跡していないが、その後に「困った」という話もあり聞かないので、前情報として相談窓口があるということを知っているという安心感が日々の生活に活きているように感じる。これは会長がおっしゃられたように健全な利用

であると感じる。

一方、高齢の両親の生活費を子が搾取しているような事例もあり、その時は地域包括支援センターを始め、障害福祉の機関や市社会福祉協議会などと連携を取りながら、ご両親を守るために支援している。制度利用や支援を必要とする方を適切につなげていくという意味では、この事業は大きな事業だと感じている。

【会長】

地域包括支援センターの権利擁護事業の中に虐待対応があるが、そういった部分と密接な関係があり、例えば現場で経済的な虐待にあたるような状況を発見したときにケアマネジャーから地域包括支援センターにつないでいただき、支援の枠組みを使いながらネットワークを作つて必要な支援につなげている。有機的にネットワークが動いていることが非常によくわかる。

【委員】

一次相談窓口の実績の中で、森田委員からも障がいの分野では20代～30代の方の相談が増えているとの話があつたが、まさしくそういう状況にあると感じる。ご本人のエンパワメントが必要なところを支援者としてどう考えていくかという部分と、一方でその方の生活を守つていかなければいけないという支援者としての現実的な対応の部分の両面を考えることが多い。

また、虐待事案を通じての権利擁護や、成年後見制度の利用へつなげることもここ数年の間で増えてきている。現在も、色々なネットワークで協力を得ながら対応している事案もあり、実際にご本人の本来の生活が守られないような事案については後見人が入つていただき第3者的な立場で本人の利益を守つていただける役割を期待している。

1 機関だけでは解決しきれないような社会状況が現実的にあると感じており、そのような状況を踏まえ、こういったネットワークや現場での横のつながりは非常に重要であり、対応で困ったときに助けてもらえる機関がつながっていることは大変心強い。相談員にとっては大切な視点である。

【会長】

事案によって状況は異なるが、本人の意思決定支援という部分と生活を成り立たせるための家計相談の部分の融合性がとても重要であると感じた。

保健所としては、生活保護や新型コロナウイルス、ペット問題やゴミ問題など多岐にわたって対応されているが、その中で権利擁護体制ネットワークについて何かご意見等あればお願いしたい。

【委員】

山城北保健所綾喜分室は京都府の福祉事務所として 3 町（井手町、宇治田原町、久御山町）を管轄し、生活保護、生活困窮者自立支援の業務に携わっている。先ほどもあったように、1 機関だけでは解決できないような事案もあり、状況に応じて社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生児童委員などに相談しながら支援を考えているところで、どちらかというと交通整理役に徹することが多い。

綾喜分室の管轄における権利擁護関係については案件が少なく、生活保護世帯約 420 世帯のうち 2 世帯が成年後見を利用されており、高齢者向けの施設への入所契約に必要ということで制度利用に至っているような事案となっている。制度の利用まで至らないような方は社協の権利擁護事業につなぎ家計相談を受けていただいている。

事案によって、町長申立てから制度利用につながったものもあるが、各町村の審査において非該当となる場合もある。

【会長】

どういう形で非該当となるのか、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターで把握していることがあれば教えていただきたい。

【オブザーバー】

困難な案件については市町村で法令に基づいて申立て等の検討はされている状況であると思うが、非該当となる理由については分からない。

【会長】

現在、全国的に成年後見制度で 4 万件ぐらいの申込みが新規で上がっている。その中で、昨年データでは、市町村長の申立割合が 23.9%、続いて本人申立が 23.5%だったと思うが、これが平成 30 年頃から逆転した状況にあると記憶する。市町村長申立がなかなか進まなかつたのは予算措置ができていなかつたことも要因として挙げられている。厳しい財政状況の中で現在、成年後見制度の見直しを行っており積極的に取り組んでいこうという状況にある。

京都家庭裁判所からオブザーバーで出席いただいており、何かご意見等あればお願いしたい。

【オブザーバー】

家庭裁判所で上がってくる事案は制度を利用されるという、支援機関等が支援されている事案の中でも一部であるが、様々な分野で様々な機関の方たちが

連携しながら、権利擁護支援されていることを改めて感じた。

【会長】

多くの案件を一次相談で対応して頂いて、そこから後見制度につながり、裁判所に申立てを行う案件もあれば、ご家族の中で支援ができる枠組もある。それぞれの事案に対する支援が権利擁護の地域連携ネットワークの中で進められていることが分かる。

ネットワークの構築について、資料2の9ページ②の運営委員会の部分で京田辺市では運営委員会を年3回実施しているが、京都府下の市町村で運営委員会はどれくらい開催されているのか。

【オブザーバー】

現状把握している範囲でいうと、協議会は年1回のところが多い。運営委員会については大体3回程度。多くて4回、少ないと2回くらいと把握している。

市町村によってどういう形でやるのかは違いがあり、運営委員会に参加してもらう機関についても各市町村の考えによって検討され進められている。銀行や消費者生活センター、不動産団体などの関係機関は協議会の方に参加され、問題を共有し合うという形をとられる自治体が多い。

【会長】

運営委員会は年3回開催しているが、府下の状況をみても中庸をとった形になっている。成年後見ステーションで対応しているケースが11ケースほどで、これらを検討する頻度としては適当なのであろうと思われる。

先ほども金融機関でサインできないという話もあったが、協議会にそういった関係機関に来て頂いて、窓口業務の中で困り事を聞くと、そこからニーズが発見され成年後見制度につながっていく可能性がある。

不動産団体の関わりについてはどうか。

【委員】

司法書士が不動産の決済を行う際には本人の意思の確認を行うが、判断能力が低下している方は慎重に対応する。意思を示すことができないような状態であれば成年後見制度の利用は必要になる。不動産は本人の重要な財産であり、勝手に売却などされることがないよう適切に成年後見制度を利用し、家庭裁判所の許可を得て、売却することが前提になる。

【会長】

今後、本協議会に金融機関や不動産団体の方をお呼びして議論することも利用促進のための一つの方法かもしれない。

議事2 令和7年度の取組について

～資料3 事務局から説明

【会長】

今年度は一般市民向けの啓発事業で市民向け連続講座の開催は非常に重要であると感じる。講師においても、地域の関係機関や専門職が担うことで顔の見える関係が構築され、横断的な相談しやすい体制につながっていくのかもしれない。

連携強化の部分では、先ほどの話のとおり、金融機関や不動産団体も新たに加わりながら連携していくと強化につながる内容になると考える。

加えて、これらの取組が現在、国でも大きく動いている重層的支援体制整備事業との連携につながっていくと思われる。

令和7年度はこの形で進めていくことになるが、何かご意見等あればお願いしたい。

～なし～

議事3 その他（成年後見制度の見直しに向けた動向について）

～資料4（参考） 事務局からの情報提供～

～資料4 京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターからの情報提供～

成年後見制度について国で見直しが行われている最中で、現在、中間試案が示されたところ。内容については引き続き検討されていく。

今後、成年後見制度が変わるということと同時にそれを取り巻く周辺の権利擁護全体もこの数年の間に大きく変わる可能性があり、その動きに注視する必要がある。例えば、社協の日常生活権利擁護事業の制度見直し、中核機関の役割

も法定機関にする案も出ている。

誰もがこの地域で生き続けることができるためには、地域のネットワークや仕組みが不可欠である。そのためにも地域や福祉、司法、行政など様々な分野の立場が同じ視点に立ち、主体となって連携することが求められており、この協議会への期待と役割は大きい。様々な意見を出し合って作り上げていってほしい。

【会長】

要点としては資料4（参考）の下部3つ。1つ目、終了できなかつたものを本人の必要性に応じて終了できるようにすること。2つ目、成年後見人の解任については、新たに解任事由を設けること。3つ目、任意後見の事務の監督開始の申立権者、申立てする人が必要なタイミングで申立てできること。この3つの検討が大きな柱になっており、現在見直しが行われている。さらには今後、中核機関の体制や協議会のあり方、日常生活自立支援事業の見直しなどにも波及していくということを説明いただいた。

また、この流れに沿って全体が動いていくことになるので注視していくことが必要であることをお示しいただいた。

何かご不明な点やご質問があればお願いしたい。

～なし～

【会長】

審議する事項は以上となるが、全体を通して他に何かご意見等あればお願いしたい。

～なし～

【会長】

本日の議事につきましては全て終了しましたので、これで終了します。

～閉会～

終了